別紙４

【候補者の推薦にあたっての留意事項】

（１）推薦基準にある「児童福祉施設」は、児童福祉法第７条に規定されている施設をいう。

　　　助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、

　　　児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、

　　　児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター

（２）施設長または職員の各種別において、既に表彰された者は対象外。

（３）施設長の場合は、創立記念永年勤続保育所長表彰（創立50周年記念までは「施設長」ではなく「保育所長」で実施）として表彰された者は対象外。

（４）施設長として既に表彰された者は、上位の表彰であるため、その後は職員として表彰を受けることはできない。

（５）過去に職員として表彰を受けた者が施設長となった場合は、施設長の種別において表彰の対象となる。

（６）過去に当協会創立記念感謝状の贈呈を受けた者は、当協会の活動への貢献が認められたことであり、評価する内容が異なるため、基準を満たした場合は表彰の対象となる。

（７）公立保育所など、非会員の児童福祉施設の職歴も通算勤続年数に含めることができる。

（８）産前・産後休業期間、育児・介護休業期間も通算勤続年数に含めることとする。

（９）非常勤職員として勤務する期間がある者については、勤務状況によって換算した期間を上記年数に加算することができる。

　　　①非常勤職員として児童福祉施設に勤務した期間において、原則、１日６時間以上、週４日以上勤務の場合は、その全てを勤続年数として換算することができる。

　　　②非常勤職員として児童福祉施設に勤務した期間において、（１）に規定する勤務時間数、勤務日数に至らない場合の勤続年数については、その旨を特記事項欄に明記し、事務局と協議の上、選考委員会に諮ることとする。

（10）その他、推薦基準や上記の留意事項にあてはまらないケースがあれば、その都度、事務局と調整の上、選考委員会で協議することとする。